

1. 件名：九州電力(株)川内原子力発電所第1号機に係る定期事業者検査に関する面談

2. 日時：令和2年1月14日 15時15分～15時30分

3. 場所：原子力規制庁2階打合せスペース

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

高須統括監視指導官、平川主任原子力専門検査官

九州電力(株)

原子力発電本部 原子力設備グループ副長 他2名

5. 要旨

○九州電力(株)から、川内原子力発電所第1号機の特定重大事故等対処施設等が法定期限(令和2年3月17日)内に完成しないため、本年3月16日に発電停止し、第25回定期検査を実施する計画であるが、新検査制度施行前の3月中は定期事業者検査がなく、新検査制度施行後の4月以降に新検査制度を踏まえた品質保証体制下で実施する旨、資料に基づき説明を受けた。

○原子力規制庁は、川内原子力発電所第1号機の第25回定期検査について、3月中に定期事業者検査が実施されず、現行制度の施設定期検査として確認する検査項目がないのであれば、新検査制度で確認することになる旨を伝えた。また、新検査制度施行後に必要となる定期事業者検査開始時の報告については、令和元年12月25日の第50回原子力規制委員会資料3別紙2の「2. 施行日直後の定期事業者検査の報告(附則第4条)」に記載のとおり、新検査制度施行日から1月以内に定期事業者検査を開始しようとする場合には施行日までに報告するよう求めた。

○九州電力(株)からは了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：

- ・川内原子力発電所1号機 第25回定期検査における定期事業者検査の開始時期について
- ・第50回原子力規制委員会資料3

<https://www.nsr.go.jp/data/000295985.pdf>